

岩手県企業局管理規程第14号

県営工業用水道料金の延滞金の徴収等に関する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

県営工業用水道料金の延滞金の徴収等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年岩手県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県営工業用水道料金の延滞金の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 条例第2条の規定による督促は、別に定める様式による督促状を発することにより行わなければならない。

2 督促状に指定すべき期限は、発付の日の翌日から起算して15日以内とする。

3 条例第2条の特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の3の規定により履行期限を繰り上げる旨の通知をした場合

(2) 前号に掲げるもののほか、県営工業用水道料金徴収条例（昭和53年岩手県条例第19号。以下「徴収条例」という。）第2条第2項に規定する岩手県工業用水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合

(料金の一部納付があった場合の延滞金の額の計算方法等)

第3条 条例第3条第2項から第5項までの規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる徴収条例第3条第1項に規定する料金（以下「料金」という。）の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる料金の額は、その納付された料金の額を控除した金額とする。

2 料金を納付すべき者（以下「納付義務者」という。）が延滞金をその額の計算の基礎となる料金に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる料金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる料金に充てるものとする。

(延滞金の免除の手続)

第4条 条例第4条の規定に基づき延滞金の免除を受けようとする者は、別に定める様式による延滞金免除申請書に免除を必要とする理由を証する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、延滞金免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、延滞金を免除することを適当と認めたときは別に定める様式による延滞金免除決定通知書により、延滞金を免除することを不適当と認めたときは別に定める様式による延滞金免除不承認通知書により申請者に通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。